

令和2年5月15日

事業主各位

サニーピア健康保険組合

緊急事態宣言発令による当組合の対応について（お願い）その2

健康保険組合の事業運営に格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、「新型コロナウイルス」感染拡大により、日本政府より兵庫県に対し緊急事態宣言が発令され、当組合においては、令和2年4月30日付通知【「緊急事態宣言発令による当組合の対応について（お願い）」を事業主あてに案内しているところです。

「緊急事態宣言」に伴う変則勤務等により、大変ご迷惑をおかけしております。現下の状況を鑑み、当健保組合の変則勤務等の実施期間を5月末日まで延長いたします。引き続き被保険者・被扶養者等にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

変則勤務等の業務対応については、当初期間同様、下記の通りとさせていただきますのでご確認願います。

※下記対応につきましては、状況により変更が生じ次第、最新情報を当健保組合ホームページに掲載しますので、適宜ご確認願います。

記

1. 実施期間 : 令和2年4月8日～令和2年5月末日まで  
※今後の状況により変更の可能性があります。

2. 実施中の業務対応

- 1) 届出書・申請書の提出について

- ① 郵送にて提出願います。
- ② やむを得ず来所された場合、書類はお預かりのみとします。

(現金を伴う申請については窓口にて受付対応します。)

※・保険証等は、郵送にて交付します。

・被保険者証を発送するまでの期間：当組合受付日より概ね5日間

2) 問い合わせについて

① 電話にてお問合せください。

② 電話対応時間は、通常通り（平日9時～17時15分）対応します。

3) その他

今後の状況によって、更なる対策等を講じる必要が生じた場合、別途お知らせします。

以上